

群馬大学大学教育・学生支援機構規則

	平成18.	4.	1	制定
改正	平成23.	4.	1	平成25. 4. 1
	平成26.	4.	1	平成28. 7. 1
	令和 2.	4.	1	令和 3. 3. 1
	令和 3.	4.	1	令和 4. 4. 1
	令和 5.	4.	1	

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第7条の2第2項の規定に基づき、大学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 機構は、群馬大学（以下「本学」という。）における学生の教育、支援等の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 機構に、次の各号に掲げるセンター等を置き、次条各号に掲げる業務を分担する。

- (1) 大学教育センター
- (2) グローバルイニシアチブセンター
- (3) 学生支援センター
- (4) アドミッションセンター
- (5) 健康支援総合センター
- (6) 教育改革推進室

2 前項各号のセンター等にセンター長及び副センター長等を置く。

3 第1項各号のセンター等に関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第4条 機構は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育（大学院教育を含む）の企画、運営、改善及び評価に関すること。
- (2) グローバル化推進（研究に特化した業務を除く。）に関すること。
- (3) 学生支援に関すること。
- (4) 入学者選抜、高大連携及び学生募集広報に関すること。
- (5) 学生及び教職員の健康の保持増進に関すること。
- (6) 教育、支援等に係る情報公表に関すること。
- (7) 各学部等との連絡調整に関すること。
- (8) その他機構の目的を達成するために必要な事項

(機構長)

第5条 機構に機構長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、第3条第1項各号に掲げるセンターを統括する。

3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(副機構長)

第6条 機構に副機構長を置き、本学の教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 機構に群馬大学大学教育・学生支援機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) センター長及び室長

(4) 機構長が指名する教育改革推進室員 若干人

(5) 学務部長

(6) その他機構長が指名する者 若干人

3 機構会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

4 前項において、特に重要な事項については、第2項の委員に共同教育学部長、情報学部長、医学部医学科長、医学部保健学科長及び理工学部長を加えて審議するものとする。

(教育アセスメント委員会)

第8条 機構に、教育の内部質保証のため、教育アセスメント委員会を置く。

2 教育アセスメント委員会については、別に定める。

(事務)

第9条 機構の事務は、学務部教務課において処理する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。